

2018

5

KAWASAKI

川崎南法人会だより



税に関する絵はがきコンクール表彰式… 2

コラム… 4

税務署からのお知らせ… 5

活動報告… 6

新しい仲間PRコーナー… 7

法律相談… 8

健康クリニック… 9

消防署からのお知らせ… 10

新入会員のご紹介・主要行事予定… 11

ホームページも是非ご覧ください

川崎南法人会

検索

<http://www.km-hojinkai.or.jp>

第8回

「税に関する絵はがきコンクール」表彰式

平成30年3月26日（月）川崎南税務署において、第8回「税に関する絵はがきコンクール」表彰等贈呈式が行われました。「税に関する絵はがきコンクール」は、小学生への租税教育活動として、毎年実施しています。租税教室などを通じて、学童に“税の大切さ”や税金は毎日の生活の中でどのように役立っているかということを小学生のみなさんに知っていただき、理解と関心を深めてもらうことが目的です。

たくさんの応募の中から、川崎南税務署長賞、川崎南法人会会長賞、川崎南法人会青年部会長賞、川崎南法人会女性部会長賞の4点が選ばれました。



左より いのうゆきの 梶川会長、稲生雪乃さん、ささき ゆきな 佐々木幸奈さん、あかまつ 赤松みゆさん、しらしいゆうき 白石結毅さん、中野署長

会長賞



川崎市立浅田小学校6年
白石 結毅 さん

署長賞



川崎市立藤崎小学校6年
赤松 みゆ さん

青年部会長賞



川崎市立川中島小学校4年
稲生 雪乃 さん

女性部会長賞



川崎市立宮前小学校6年
佐々木 幸奈 さん



優秀作品



川崎市立小倉小学校6年生



川崎市立幸町小学校1年生



川崎市立宮前小学校1年生



川崎市立浅田小学校2年生



川崎市立向小学校5年生



川崎市立田島小学校3年生



川崎市立川中島小学校3年生

7つの間違い探し

* 右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。
見つけられますか？（答えは11頁にあります）



[作者紹介]

神谷一郎（かみや・いちろう） イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。専修大学法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第4回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニアクサイバー」（グラフィック社刊）。

改革すべき「働き方」がわからない？

(株)アルティスタ人材開発研究所代表

玄間千映子

「働き方」の何を改革したらいいのかわからない、という特集が某誌にありました。残業時間をもとく短縮させましょうということもあるし、人から機械へと業務のIT化が励行されました。プレミアム・フライデーと称して、月末金曜の早帰りも展開されています。働きやすい職場環境を整えようということで、オフィスの配置や社員食堂のメニューを変えたり、社内に休憩場所を作ったりと職場環境アップになりそうなことを、これでもかと知恵を絞っているようです。

そんな中、「賃金を仕事の内容に結びよう」という声が出ています。現、アゴラ研究所所長の池田信夫氏は「裁量労働の朝日新聞が裁量労働制を批判する偽善」3月5日号のアゴラ(<http://agora-web.jp/archives/2031434.html>)の中で「勤務時間数で雇用を管理するから、残業が増え、過労死問題が出るのだ」と云っています。時間で雇用を管理してきた日本では、過労死問題を防ぐには残業時間を減らすための努力をすればいいと思ってきました。それには、勤務時間管理は厳しく行うことが必要だという方向がこれまでの流れでした。ですから池田氏の云っていることはこれまでとは真っ向逆のことを述べているように見えますが、云っているのは雇用管理の軸を仕事の内容ができたかどうかにか切り替えようということなのです。組織は仕事の出来映えを管理し、時間の管理は本人に任せればよいのだという考えです。

早帰りを励行されても「仕事」とは社内ではなく、外部との接点にあるわけです。たとえば明日の会議の資料を作るというのは、社内のことです。残業削減の下では資料作りを止めてしまうことが受け入れられるように映ります。ところがその中の議題は、外部との関わりのあることが多いもの。外部との関わりのあることを、「本日残業



できないので、行いません」ということを、明るく許してくれる人は社内にも外部にもたぶんいないでしょう。早帰りしたところで「仕事」はそのまま残っているとすれば、困るのは翌日の自分です。そうであれば、仕事は持ち帰り“もぐり残業”で片付けるという現象が生まれてしまうのは自然のことです。仕事の出来映えで管理するとなると、仕事全体のやり方を担当者は考えるようになります。明日の会議に間に合わせる書類は、本当に明日の会議に出すのが最適なのかを考えるところから変わります。もちろん、組織の活動ですから、そういう活動は管理されることが必要です。

そのために他国では仕事の内容を文書化し、それを評価の材料に使っています。評価の材料に使うということは、業務教育のテーマ探しにも使えるということです。もちろん、よい仕事の仕方をしていれば、賃金にも反映されてくるのは当然です。働き方の改革には、いろんな方法がありますが、雇用を守り生産性も収入も上げるための「働き方」の改革なら、管理の軸を時間から仕事の出来映えに切り替えることが効果的です。それには、日本人の能動的な活動を活かした文書化であることは、必然です。

筆者紹介

玄間千映子 (げんま・ちえこ)



(株)アルティスタ人材開発研究所代表。國學院大学卒。米インマヌエル大学大学院卒後、米スタンフォード大学ビジネススクール修了。財団法人日本船舶振興会(現日本財団)役員、国会議員各秘書を経て1994年に前身の(株)アルティスタを設立し代表に。2006年現社名に改組。日本経済大学大学院非常勤講師、(一社)水底質浄化技術協会監事などを兼任。著書に「ジョブ・ディスクリプション一問一答」「リストラ無用の会社革命」など。

平成30年度

税務職員募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正・公平な課税の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

税務職員とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

受験資格

- 1 平成30年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成31年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者

申込手続き

1 申込方法

インターネット申込み

人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。

[<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>]

2 受付期間

平成30年6月18日（月）9時～平成30年6月27日（水）[受信有効]

3 受験案内交付期間

平成30年5月8日（火）～平成30年6月27日（水）

9時～17時（土・日曜日及び祝日を除く。）

4 受験案内交付場所

東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）

（注）人事院ホームページからもダウンロードすることができます。

[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>]

試験日

第1次試験 平成30年9月2日（日）

第2次試験 平成30年10月10日（水）～平成30年10月19日（金）

のうち指定された日時

（注）詳細については、お気軽に川崎南税務署総務課（TEL 044-222-7531 内線311）までお尋ねください。

法人会 インターネットセミナーのご案内

川崎南法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.km-hojinkai.or.jp/>

川崎南法人会のホームページから無料でセミナーが受講できます。お好みのセミナーをパソコンから選んで頂き、マウスでクリックするだけで、「映像」と「音声」による本格的セミナーが受講できます。

●利用できる方

川崎南法人会会員企業（一部のセミナーは一般の方もご利用できます）

●利用方法

川崎南法人会ホームページから会員の方は、会員専用サイトにIDとパスワードを入力してログイン後、530タイトル3400本以上のセミナーがご覧いただけます。

ID・パスワードは

会員ID:hj0215

パスワード:4852

530タイトル3400本以上のセミナーが無料で受講できます



1/29 源泉部会 研修会
「職場のハラスメント防止研修」於：カルッツかわさき



2/6 東支部合同 日帰りバス研修
「国立印刷局・小田原工場とかまぼこ作り体験」



2/7 厚生委員会主催 ボウリング大会
於：川崎グランドボウル



2/9 源泉部会 研修会
「退職所得の源泉徴収事務」於：カルッツかわさき



2/16 南支部合同 健康セミナー
「上手な医者のかかり方」於：カルッツかわさき



2/21 社員研修講座
「クレーム対応の基本」於：川崎市産業振興会館



2/22 東支部合同 健康セミナー
「働ける身体づくり」於：サンピアンかわさき



2/26 幸支部合同 健康セミナー
「はじめてのZEN呼吸法」於：ミューザ川崎

新入会員紹介 新しい仲間 PRコーナー

一級建築士事務所
株式会社創信建築事務所

代表取締役 森本雄二
専務取締役 森本和樹

210-0002 川崎市川崎区榎町1-18-202

電話：044-211-4241

FAX：044-211-4295

入会動機：窪田青年部会長にご紹介頂きました。

ホームページ：http://www.soshin-arc.com

業 種：建築設計監理、建築コンサルティング

昭和47年、地域貢献と川崎の発展を願い建築設計業務をスタートしました。

地元川崎で、地域と密着し、環境との調和に配慮し、数多く設計に取り組んで来ました。私たちは、お客様の身近な専門技術者として、安心・安全・快適な住まいづくりをご提案してゆきます。

建築についてご相談が御座いましたら、お気軽にお声かけくださいます様、お願い申し上げます。



国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税には
ダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、
届出をした預貯金口座から、簡単な操作で
即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

「e-Tax」なら
国税に関する申告や
納税、申請・届出などの手続きが
インターネット
で行えます。

電子申告で
効率UP！



■ 所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は

e-Taxが24時間利用※できます。 ※メンテナンス時間を除きます。



e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが！

添付書類の
提出省略 (注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

身近な法律相談



弁護士 渡部 英明

平成32年（2020年）4月1日から、民法の一部を改正する法律（債権法改正）が施行されることになっております。債権法は契約等に関する最も基本的なルールが定められており、明治29年（1896年）に制定されてから約120年間にわたり実質的な見直しがほとんど行われていなかったところ、今回の改正で約120年間の社会経済の変化への対応を図るために実質的にルールを変更する改正をすることになりました。

そこで、今回は、債権法改正のうち、実務上大きな影響を与える債権の消滅時効について、検討してみることにとしましょう。

Q₁ 債権の消滅時効は、どのように改正されるのでしょうか。

A₁ 民法は消滅時効により債権が消滅する期間（消滅時効期間）は原則10年であるとしつつ、例外的に、職業別のより短期の消滅時効期間（医師の診療報酬は3年、弁護士の報酬は2年、飲食代金は1年、動産のレンタル代金は1年、商取引債権は5年など）を設けていました。

今回の改正において、消滅時効期間について、より合理的で分かりやすいものとするため、職業別の短期消滅時効の特例を廃止するとともに、消滅時効の起算点や期間を原則として「債権者が権利を行使することを知った時」（主観的起算点）から5年、「権利を行使することができる時」（客観的起算点）から10年としています。

Q₂ 一般の契約上の債権は5年の時効期間が適用されるのでしょうか。

A₂ はい。一般の契約上の債権は、その発生時（契約時）に債権者が債権の発生原因及び債務者を認識しており、権利行使が可能であることを知っているのが通常であると思われますので、権利行使をすることができる時から5年という時効期間が適用されることになります。

今回の改正により、従前の職業別の短期の消滅時効の適用を受けてきた債権については、時効期間が5年となり、長期化することになります。他方、私人間の金銭消費貸借契約など、従前、10年間の消滅時効期間の適用を受けてきた債権については、5年に短縮化するので、注意が必要です。

Q₃ 債権者自身、自分が権利行使をすることができることを知らないような債権は10年の時効期間が適用されるのでしょうか。

A₃ はい。例えば、債権者に返済金の過払いをしたため、過払金の返還を求める債権については、過払いの時点では、その権利を有することがよくわからない場合があると思われます。その場合、債権者自身、自分が権利を行使することを知ることなく10年を経過したのであれば、その時点で時効になると思われます。

Q₄ 今回の債権法改正による時効期間が適用される債権はいつから発生した債権なのでしょうか。

A₄ 施行日である平成32年（2020年）4月1日以後に発生した債権です。他方、施行日前に生じた債権は従前の例によるとされていますので、例えば、施行日前に締結された請負契約に基づき施工された工事が施行日以後に完成した場合の請負代金請求権は従前の例によるとされます。

Q₅ 今回の改正により、人の生命または身体の侵害による損害賠償請求権について、時効期間が長期化されたのですか。

A₅ はい。生命または身体の侵害による損害賠償請求権については、被害者を特に保護する必要性があるという観点から、主観的起算点から5年、客観的起算点から20年のいずれかによって時効消滅することとし、時効期間を長期化する特則が設けられました。そして、施行日に旧民法724条前段の3年を経過していない場合、改正法の適用を受けることになります。

漢方外来のご案内



～漢方薬ってなに？～

第二川崎幸クリニック
漢方外来

金子 明代 先生

日本漢方生薬製剤協会の調べによると、現在、漢方薬を処方している医師は83.5%。更年期障害など、西洋医学では治療が難しい疾患に対し予想以上に漢方薬が使われていることがわかっています。



そもそも、漢方薬ってどんなお薬？

漢方薬とは、日本で独自に発展した漢方医学の理論に基づいて処方される医薬品で、植物、動物、鉱物の中で薬効を持つ「生薬」と呼ばれるものを組み合わせて処方調合したものをいいます。

漢方薬には、煎じ薬（自分で煎じる）とエキス剤（煎じたものを乾燥して顆粒にしたもの）があります。漢方薬は複数の薬効をもっているため、一般の薬とは違う効き方をします。



漢方薬はどんな症状に効くの？

「治療はうまくいったのに体調が悪い」、「苦痛な症状があるのに異常がないと言われた」、「きちんと治療しているのにあまり良くならない」など、下記のような症状のある方が診療対象です。

- ・ 苦痛な症状があっても、病院では問題ないといわれた
- ・ 虚弱体質、体力低下（風邪をひきやすい、慢性疾患やがんなどに伴うものなど）
- ・ 月経周期に伴う症状、更年期症状
- ・ 体質が影響する疾患（アトピー性皮膚炎、乾癬など）
- ・ 加齢による症状（関節痛、夜間頻尿、むくみなど）
- ・ 冷えて悪化する症状（頭痛、腹痛、関節痛など）
- ・ 多くの症状がある（疲れやすい、頭痛、めまい、動悸など）
- ・ ストレスによる症状
- ・ 一般的治療が副作用で続けられない、一般的治療をしても症状が残っている



漢方外来で行っている診療

当院の漢方外来では、主に下記3つの診療をしています。

〈がんサポート〉がんの補完・緩和的な治療を行います。主治医外来を継続しながら御受診ください。

〈未病治療〉未病は病気ではないが健康でもない状態をいいます。その中で、冷え、めまい、動悸、だるさなど自覚症状があるものは、漢方医学的なアプローチが勧められます。

〈慢性疾患治療〉漢方医学では、同じ病気でも、個々の方の体質・体調的な条件で治療が変わります。漢方薬の併用で体調も改善することが期待できます。

漢方外来 診療のご案内

第二川崎幸クリニック

川崎市幸区都町39-1

金子 明代 医師：毎週火曜14時～

正木 穂子 医師：毎週木曜14時～

受診
予約

☎ 044-511-2112



さいわい鶴見病院

横浜市鶴見区豊岡町21-1

金子 明代 医師：毎週月曜13時30分～

毎週木曜9時～

受診
予約

☎ 045-581-1417



ナハナハっ！で火災予防

平成30年3月4日（日）川崎ルフロンでタレントのせんだみつおさんに一日消防署長委嘱状交付式を行いました。

その後、川崎銀柳街へと場所を移し、せんだ消防署長の「防火パレード出発！」の号令のもと、各消防関係団体や少年消防クラブ、音楽隊と共に銀柳街で防火パレードを実施しました。

最後は、せんだ消防署長から、経験談を踏まえた火災予防の話を「ナハナハっ」の名言を交え、集まった銀柳街の皆さんにお話しをしていただきました。



せんだ一日消防署長



銀ちゃん・太助も参加しました！

消防関係団体総合訓練を実施しました！

平成30年3月15日、「富士通スタジアム川崎」の協力のもと、テロ災害の発生を想定し、災害発生時の状況を各人が体験し、その対処法を身につけることを目的として実施されました。

参加した消防関係団体は、川崎防火協会・川崎事業所消防協力会・川崎危険物保全研究会・川崎地区婦人消防隊委員会の皆さんでした。

今後も、地域の皆さんが参加できる訓練を企画していきます。

お知らせ～川崎消防団 新団長に高野氏

平成30年4月1日をもって、川崎消防団長が藤木伸一氏から高野好夫氏に変わりました。

今後も、皆さんの地域に密着し、安心安全を地域からお届けします。

消防団員募集中！

あなたの手でかけがえのないものを守りませんか？

お問い合わせは 川崎消防署（川崎区南町20-7） TEL 044-223-0119）まで

新入会員のご紹介

(平成30年2月1日～平成30年3月31日)

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
幸	(株)愛花園フラワーガーデン	高塚 光	東古市場27	生花販売、造園、貸植木	A I G 損害保険(株)
中央	(株)創信建築事務所	森本 和樹	榎町1-18-202	建築設計監理、建築コンサルタ	(株)久保田酒店
東	(株)三起	佐藤 雄太	昭和2-1-4	建設業	A I G 損害保険(株)
中央	(株)ユーフォリアファミリー	青山 正彦	宮本町3-5 電公ビル201	保育所運営、障害児支援業	(株)小俣商店
南	(有)三鈴産業	鈴木 信夫	扇町9-1 三井埠頭(株)内	港湾関連作業	A I G 損害保険(株)
東	(株)岩間総建	岩間 一奈	観音1-1-10-15	建設業	A I G 損害保険(株)
幸	(株)イシイ建築	石井 克典	南幸町1-45	建築工事一式	A I G 損害保険(株)

川崎南法人会 主要事業予定

30年5月

8日(火)

●青年部会 報告会

会場：川崎市産業振興会館
時間：17:30～18:30

9日(水)

●第1回 広報委員会

会場：川崎市教育文化会館
時間：11:00～12:00

11日(金)

●源泉部会 研修会

テーマ：「給与所得の源泉徴収事務」
講師：川崎南税務署 法人課税第2部門
種物谷 恵梨奈 国税調査官
会場：川崎南税務署
時間：14:00～16:00

15日(火)

●源泉部会 役員会

会場：サンピアンかわさき
時間：15:30～16:30

●源泉部会 報告会

会場：サンピアンかわさき
時間：16:30～17:30

17日(木)

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署
時間：13:30～16:30

18日(金)

●日帰りバス研修旅行

場所：南房総 濃溝の滝とびわ狩り

22日(火)

●社員研修講座

テーマ：「おもてなし力」向上接客術
講師：(株)SINSEI 代表取締役
鈴木 おつみ 氏
会場：サンピアンかわさき
時間：14:30～16:30

●女性部会 報告会

会場：サンピアンかわさき
時間：16:30～17:30

24日(木)

●新設法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署
時間：13:30～16:00

6月

11日(月)

●第6回 通常総会及び記念講演会

会場：川崎日航ホテル
時間：記念講演会 14:30～16:00
通常総会 16:10～17:20

13日(水)～10日間

●実務経理セミナー

講師：東京地方税理士会 川崎南支部
会場：川崎市産業振興会館
時間：18:00～20:00

14日(木)

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署
時間：13:30～16:30

18日(月)

●源泉部会 研修会

講師：社会保険労務士
志田 淳 氏
会場：カルッツかわさき
時間：14:00～16:00

26日(火)

●救急救命講習会(普通救命講習)

講師：川崎防災指導公社 担当官
会場：東海道かわさき宿交流館
時間：13:00～16:00

法人会からお知らせ

会費の自動引落のお知らせ

当会会費の口座自動振替契約をされている方は、平成30年度分(平成30年4月～平成31年3月)の会費を6月7日にご指定の金融機関から引き落とさせていただきます。

※自動引落は通帳の摘要欄に印字されますので領収証の発行は省略させていただきます。
予めご了承くださいませよう願いたします。

● 税務無料相談 ●

相談 日

毎週火曜日 午後1時～3時
5月の相談日／ 8日(火)、15日(火)、22日(火)
6月の相談日／ 5日(火)、12日(火)、19日(火)
相談については、事前に事務局までご連絡ください。

場 所

公益社団法人 川崎南法人会事務局 ☎044-233-4852
川崎区宮前町8-15 パールビル3F(宮前町バス停前)

● 法律無料相談 ●

相談 日

ご希望の日程、時間をお知らせください
お気軽にご相談ください

場 所

横浜綜合法律事務所
横浜市中区日本大通11 横浜情報文化センター11F
相談については事前に事務局までご連絡ください。
(☎ 044-233-4852)

公益社団法人 川崎南法人会

～第6回 通常総会及び記念講演会開催のご案内～

「世界の政治と日本」

みくりや たかし

御厨 貴 氏

◆講師：東京大学
先端科学技術研究センター 客員教授

◆日時：平成30年
6月11日（月）

◆会場：川崎日航ホテル

◆内容：〈第一部〉 記念講演会
(14:30～16:00)
〈第二部〉 通常総会
(16:10～17:20)
〈第三部〉 懇親会
(17:30～)



御厨 貴（みくりや・たかし）氏 略歴

1951年 4月 東京に生まれる
1975年 3月 東京大学 法学部 卒業
1988年 10月 東京都立大学 法学部 教授
1989年 5月 ハーバード大学イェンチン研究所客員研究員
(～1991年5月)
1999年 4月 政策研究大学院大学 教授
2006年 4月 大学院工学系研究科建築学専攻兼任
2012年 4月 放送大学教授 東京大学先端科学技術研究センター客員教授
2013年 4月 青山学院大学特別招聘教授
2016年 4月 放送大学客員教授 青山学院大学特任教授
2016年9月～2017年4月
天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議座
長代理

【荣誉・受賞歴】

1981年 東京市政調査会藤田賞
(『明治国家形成と地方経営』東京大学出版会)
1996年 サントリー学芸賞
(『政策の総合と権力』東京大学出版社)
1997年 吉野作造賞
(『馬場恒吾の面目』中央公論新社)
1999年 東京都立大学名誉教授
2012年 東京大学名誉教授

◆総会ご案内通知は、後日郵送いたしますので、是非ご出席ください。

 公益社団法人 川崎南法人会々員証

この会員シールを切り取って、法人税確定申告書の別表1の「欄外左下余白」に貼付してください。

e-Tax ご利用の場合は、「法人事業概況説明書」の「16加入組合等の状況」欄に（公社）川崎南法人会と入力してください。